	第6回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年9月10日（金）午後3時15分招集
2．場　所	市役所本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 14名	1番　朝耒野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第6回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第6回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に5番の得丸委員さん、13番の二宮委員さん、書記は事務局の今田さんにお願します。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北東へ約1.1ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約220a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西へ1483番は約500m、1589番は約600mの距離に位置した農地であり、現地は背丈ほどの雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、ミニ耕運機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約41a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2ページ　3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より南へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。譲受人は、由布市に農地を所有していることが由布市農業委員会の耕作面積証明書より確認できます。申請地においてオレンジ、アンズ、ウメ、レモンを栽培予定で、農機具はトラクター、コンバインを各2台、田植機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は背丈ほどの雑草が生えていました。譲受

	人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人であり、申請地において二ラを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、軽トラック、1t トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約251a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より南に約1.2ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において757番1は水稲、762番は露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約87a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東に約1.8km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稲を栽培予定です。農機具は田植機、コンバイン、耕運機を各1台、トラクターを2台、耕運機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約36a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ　農地法第4条許可申請　１番は、私の地区の案件ですので私から説明します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立明野中学校の北西約950mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、進入路及び貸資材置場として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ6ページ、農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、稙田市民行政センターの南約1ｋｍに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ7ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の南約780mに位置する農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、8ページ　第2号議案　農地競売・公売買受適格証明願について審議します。1番と2番は関連がありますので、大南地区の委員さんは、一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	まず1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において815-1、824-1はビニールハウスでパセリ、815-2は露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、管理機、動力噴霧器を各1台導入予定です。 なお、契約成立後の経営面積は農地競売・公売買受適格証明願2番と併せて約38a となります。 続いて２番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。その他は1番と同様です。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ　3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約１km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、噴霧器、移植機、マルチ張り機、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番と10ページ　5番は関連がありますので、大南地区の委員は一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各1台借用していま

	す。なお、契約成立後の経営面積は農地競売・公売買受適格証明願5番と併せて約38a となります。 次に5番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人は新規就農者で、申請地おいて露地野菜を栽培予定です。その他は4番と同様です。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は証明発行を承認することとします。 次の、11ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請の審議については、再設定ですので説明は事務局からお願いします。
事務局	11ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、同様の再設定になります。2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、現在は賃借権で3年間の権利設定ですが10年間に、賃借料も増額しての再設定となっています。また賃借料はハウス込みの金額です。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認

	相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の12ページ　1番は長尾委員が代表をされている法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。 （長尾委員退室）
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利の設定については、現在の賃借権5年間の設定を4年間での再設定となっています。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、12ページ　1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、12ページ　1番は承認することとします。 それでは長尾委員さんは着席をお願いします。

	（長尾委員着席）
議長	では引き続き、採決した12ページ　1番を除く、第3号議案について採決します。第3号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、13ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲、ネギを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約64a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約15a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、大分市一尺屋連絡所より北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はキウイフルーツが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではキウイフルーツを栽培します。農機具は動力噴霧器、灌水用ポンプ、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の15ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願

	いします。
事務局	15ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利設定は前回と同様の再設定となります。次に2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権について変更はありませんが、期間が3年から5年に変更となります。3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は前回と同様の再設定です。4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は、使用貸借5年から賃貸借5年に変更しての再設定です。 続いて16ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利について変更はありませんが、期間が5年から10年に変更となります。2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。前回と同内容での再設定です。3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも前回と同内容での再設定です。 次に17ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。前回と同内容での再設定です。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべての案件について問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは次に18ページからの第5号議案　農業経営基盤強化促進法第18

	条1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	18ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は峯地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に畜産を営む認定農業者で、申請地は牧草地として利用する予定です。契約成立後の経営面積は約1,809a となります。 19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は駅区地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する農業者で、申請地では水稲、麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約214a となります。 20ページ　1番です。こちらの案件は、33ページをご覧ください。18条6項通知で合意解約の通知が出ており、配分先を変更しての申請となります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地ではニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約59a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての案件について問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません

議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 それでは、次に21ページ　第6号議案　非農地証明願　1番について事務局より報告してください。
事務局	21ページ　1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成24年頃より耕作放棄により山林化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東へ約750mに位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、大分川ダム広報施設として宅地化したという内容です。現在は大分市の所有地ですが、以前国土交通省の九州整備局にななせ館の用地として貸しておりました際に、国土交通省が広報施設として転用したというものです。ななせ館の閉館に伴い、大分市が払い下げを行うにあたり地目が田のままであったものを地目変更するため、非農地証明願を申請することとなりました。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センタ

	ーより東へ約950mに位置した農地であり、現地は宅地化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ22ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成21年頃より耕作放棄により山林化したということです。現地調査報告です。 申請地は、大分市立竹中中学校より南西へ約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。 次に23ページ　第7号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転

	用計画事前協議　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬西小学校の東約350mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の西約900mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地のうち、基盤整備の施工に係る区域内にある農地であるため、農振解除後は甲種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ24ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校の南東約1.6km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターの南約5.4km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

5番得丸委員	残りの農地はどうするのですか。
事務局	残りの4㎡は、県が河川管理道として収用することになっています。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は承認します。 次の、25ページからは、第8号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	まず25ページです。農地法第3条の３届出で、相続により農地を取得した届出が1件出ています。次は26ページ、27ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地で所有者が転用する届出が4件出ています。続きまして28ページから32ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で権利移動を伴う転用の届出が39件出ています。最後は33ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意による解約の通知が1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。

議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。 なければ、これで第6回定例総会を閉会します。